45　規則第百七十二条第一項の規定に基づく添付書類
46　規則第百七十七条第二項又は第百七十九条第二項の規定に基づく別表第五十五号の様式
47　規則第百七十九条第一項の規定に基づく別表第五十六号の様式の表の部分
48　規則第百八十条の規定に基づく別表第五十七号の様式の表の部分
49　規則第百八十一条第一項の規定に基づく別表第五十八号の様式の表の部分
50　規則第百八十一条第二項の規定に基づく別表第五十九号の様式の表の部分
51　規則第百八十七条の規定に基づく別表第六十号の様式の表の部分
52　規則第百八十九条第一項の規定に基づく別表第六十一号の様式の別紙の部分
53　規則第百九十三条の規定に基づき届け出る書類
54　規則第百九十七条の規定に基づく別表第六十三号の様式の表の部分
55　規則第百九十八条第一項の規定に基づく別表第六十四号の様式の記の部分
56　規則第百九十八条第二項の規定に基づき報告する書類
57　規則第二百十条の規定に基づく別表第六十七号の様式の表の部分

四　前項に規定する書類を提出する場合は、提出する書面に「電磁的方法により記録する」旨を記入した上で、記録媒体と併せ提出すること。

五　提出する記録媒体は、次の各号に該当するものでなければならない。

1　提出する記録媒体が次のいずれかに該当すること。

㈠　日本工業規格X六二二三に適合し、日本工業規格X六二二五に規定するトラックフォーマットの九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

㈡　日本工業規格X六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記型光ディスク

㈢　日本工業規格X六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク

㈣　日本工業規格X六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八〇ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーブイディー書換形ディスク

㈤　日本工業規格X六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーリレコーダブルディスク

㈥　日本工業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーレコーダブルディスク

㈦　日本工業規格X六二五〇に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八〇ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールダブリュフォーマット光ディスク（四倍速まで）

㈧　日本工業規格X六二五一に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八〇ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールフォーマット光ディスク（十六倍速まで）

2　記載する内容が、ファイル中に半角文字、全角文字及び改行文字の組合せのみで記録されているもの。

3　提出する記録媒体に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

㈠　申請（又は届出、報告）者の氏名又は名称

㈡　申請（又は届出、報告）の年月日

㈢　記録媒体に記録されている書類の名称

㈣　同時に二以上の記録媒体を提出する場合は、その通し番号及び同時に提出する記録媒体の総数

六　総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）がこの告示に定める記録方法に代わるものと認めた場合は、それによることができる。

別表第一号　半角文字の定義

半角文字は、次表に規定するとおりとし、同表において上位1桁（ｓ1）及び下位1桁（ｓ2）の組み合わせで示される2桁の16進数を文字コードとする。表の空欄に該当する文字コードは、使用してはならない。

s1 / s2	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0			SP	0	@	P	`	p				ー	タ	ミ		
1			!	1	A	Q	a	q			。	ア	チ	ム		
2			"	2	B	R	b	r			「	イ	ツ	メ		
3			#	3	C	S	c	s			」	ウ	テ	モ		
4			$	4	D	T	d	t			、	エ	ト	ヤ		
5			%	5	E	U	e	u			・	オ	ナ	ユ		
6			&	6	F	V	f	v			ヲ	カ	ニ	ヨ		
7			'	7	G	W	g	w			ァ	キ	ヌ	ラ		
8			(	8	H	X	h	x			ィ	ク	ネ	リ		
9			)	9	I	Y	i	y			ゥ	ケ	ノ	ル		
A			*	:	J	Z	j	z			ェ	コ	ハ	レ		
B			+	;	K	[	k	{			ォ	サ	ヒ	ロ		
C			,	<	L	¥	l	|			ャ	シ	フ	ワ		
D			−	=	M	]	m	}			ュ	ス	ヘ	ン		
E			.	>	N	^	n	~			ョ	セ	ホ	゛		
F			/	?	O	_	o				ッ	ソ	マ	゜		

（注）ＳＰは、スペースを表す。

別表第二号　全角文字の定義

1　全角文字は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0208号付属書３表１「図形文字符号表」に規定される１区１点から２区14点まで、２区26点から２区33点まで、２区42点から２区48点まで、２区60点から２区74点まで、２区82点から２区89点まで、２区94点、３区16点から３区25点まで、３区33点から３区58点まで、３区65点から３区90点まで、４区１点から４区83点まで、５区１点から５区86点まで、６区１点から６区24点まで、６区33点から６区56点まで、７区１点から７区33点まで、７区49点から７区81点まで、８区１点から８区32点まで、16区１点から47区51点まで及び48区１点から84区６点までの文字とする。

2　文字コードは、上位２桁（Ｓ１）及び下位２桁（Ｓ２）の組み合わせで示される４桁の16進数とし、上記「図形文字符号表」の区点番号から文字コードへの変換は、区番号をjk、点番号をjt、divを整数除算（小数部分切捨て）とし、以下に示す換算式によるものとする。

⑴　Ｓ１は、次による。

ア　jkが１から62までの場合　Ｓ１＝（jk－１）div2＋81（16進）

イ　jkが63から84までの場合　Ｓ１＝（jk－1）div2＋Ｃ１（16進）

⑵　Ｓ２は、次による。

ア　jkが奇数の場合

(ｱ)　jtが１から63までの場合　Ｓ２＝jt＋３Ｆ（16進）

(ｲ)　jtが64から94までの場合　Ｓ２＝jt＋40（16進）

イ　jkが偶数の場合　Ｓ２＝jt＋９Ｅ（16進）